遺族補償年金の男女別支給基準における 「保護と平等」に関する一考察

地公災基金大阪府支部長(市立中学校教諭)事件 大阪高裁平成27年6月19日判決(労判1125号27頁)

笹 沼 朋 子

遺族補償年金の男女別支給基準における「保護と平等」に関する一考察

地公災基金大阪府支部長(市立中学校教諭)事件大阪高裁平成27年6月19日判決(労判1125号27頁)

笹 沼 朋 子

一はじめに

保護とは、人権の基礎たる平等と相反する概念なのか。保護なき平等、保護なき自由こそが、法の目指す目標なのか。あるいは、不完全なこの人間の手による法が支配する現世界においては、保護は、あるべき自由と平等を実現するために必要な道具なのか。そして、仮に、保護が、自由と平等を実現するための必要不可欠な道具であるならば、それは、具体的にいかなる性質で、いかなる形に設計されるべきなのであろうか。

女性を優遇する公的制度,特に社会権保障に関する諸制度は,憲法14条の法の下の平等に違反するのか,再考がなされ,制度改正が進められている領域である。今回,ここで取り上げる裁判も,その一つである。事件は,業務上精神疾患に罹患して自死した地方公務員の夫が,地方公務員災害補償法(以下,地公災法という)に基づいて遺族補償年金等を請求したところ,支給要件が遺族の性別によって異なるため,支給が認められなかったことを訴えたものである。すなわち,被災した公務員が男性である場合には,「その収入によって生計を維持していた」妻は他の制限なしに支給が認められるところ,被災した公

務員が女性である場合には、「その収入によって生計を維持していた」夫が支給を認められるためには55歳以上という年齢要件を満たしていなければならない。本件裁判の当事者である被災者の夫は、遺族補償年金等の支給申請を行った当時、51歳であったため、この年齢要件を満たしていなかったのである。この年齢要件、特に被災者の夫が妻に比べて不利益に取り扱われていることが、憲法14条に違反するかどうかが争われたのである。

この事件は、平成25年に大阪地裁で一審判決が出て、夫の請求が全面的に認められたため、多いに注目されたりしかし、今回、控訴審裁判所である大阪高裁では、遺族補償年金の社会保障的性格が強調されて、堀木訴訟(最大昭和57年7月7日判決・民集36巻7号1235頁)で提示された合憲審査基準に基づき、立法府の広範な裁量が認められた結果、一審原告である被災者の夫の請求は棄却された。

本稿では、堀木訴訟基準を採用した高裁判決の基本的枠組みについて、特に問題とすることはない。それは、大阪地裁の一審判決と、それを検証した多くの論考によってすでに行われているところであると考える。しかし、その具体的な事実認定の問題点を検討することによって、女性を優遇する政策をめぐる問題点について考察したいと考える。

¹⁾ 地裁判決の評釈としては、以下のようなものがある。下川和男「公務災害により死亡した女性地方公務員の夫が遺族補償年金を受給する場合に年齢要件が存することが憲法 14 条違反とされた判決」賃金と社会保障 1609 号 42 頁(2014 年)、常森裕介「社会保障給付における男女差の検討」賃金と社会保障 1612 号 53 頁(2014 年)、西和恵「配偶者のうち夫にのみ年齢要件を課す遺族補償年金の合憲性」季刊労働法 246 号 114 頁(2014 年)、長尾英彦「遺族補償年金における差別」中京法学 42 巻 1・2 号 87 頁(2014 年)、大林啓吾「遺族補償年金差別訴訟」『平成 25 年度重要判例解説』(ジュリスト臨時増刊 1466 号)19 頁(2014 年)、川久保寛「遺族補償年金の支給と憲法 14 条 1 項(社会保障法判例)」季刊社会保障研究 50 巻 3 号 352 頁(2014 年)、倉田原志「遺族補償年金受給につき夫のみにある年齢要件と憲法 14 条」法律時報 87 巻 5 号 144 頁(2015 年)、長岡徹「遺族補償年金受給資格につき配偶者のうち夫のみにある年齢要件が、違憲とされた事例」『速報判例解説 15』(法学セミナー増刊)19 頁(2014 年)、嵩さやか「遺族補償年金の受給にあたり夫にのみ年齢要件を付加していることは憲法 14 条 1 項に違反し無効であるとされた事例」法律時報 2238 号 148 頁(2015 年)。

二判決要旨

(事実)

地方公務員であるXの妻Aが、公務により精神障害を発症し、自殺したため、Xが地方公務員災害補償基金大阪府支部長(Y)に対して、地公災法32条1項に基づき、遺族補償年金の支給請求をするとともに、同法47条1項2号の福祉事業として支給される遺族特別支給金、遺族特別援護金及び遺族特別給付金の支給申請をしたところ、Yは、いずれも不支給とする旨の決定をした。

地公災法 32 条では、「遺族補償年金を受けることができる遺族は、職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であって、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。次条において同じ。)以外の者にあっては、職員の死亡の当時次に掲げる要件に該当した場合に限るものとする」として、夫、父母又は祖父母については、「60歳以上であること」という年齢要件が定められている。この年齢要件には、同法附則による特例があり、平成2年10月1日から当分の間、55歳以上60歳未満の遺族は、「第32条第1項…の規定にかかわらず、遺族補償年金を受けることができる遺族」と読み替えられている。したがって、実質的には、被災者の夫が55歳未満の場合、年金受給資格はないということになる。また、この年齢要件を満たさない場合でも、総務省令で定める障害の状態にある場合には、遺族補償年金の受給資格を有する。

また、同法第47条第1項は、「基金は、被災職員及びその遺族の福祉に関して必要な次の事業を行うように努めなければならない。」として、第2号に「被災職員の療養生活の援護、被災職員が受ける介護の援護、その遺族の就学の援護その他の被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の事業」を規定している。被災者の夫であるXが支給申請を行った遺族特別支給金、遺族特別援護金および遺族特別給付金(以下、まとめて遺族特別支給金

等という)は、同法第47条1項の「被災職員及びその遺族の援護を図るために必要な資金の支給その他の事業」として、同法施行規則第38条が列挙している制度の一つである。それらの遺族特別支給金等は、遺族補償年金または遺族補償一時金の受給権者に対して支給するものとされている(地方公務員災害補償業務規程第29条の7、第29条の9、第29条の13)。

Xは、遺族補償年金等の支給申請を行った当時、51歳であったため、地公 災法32条の規定する遺族補償年金を受給する要件を満たしていなかった?

そこで、Xは、地公災法の遺族年金受給要件に基づくYの不支給処分決定が、性別に基づく差別にあたるとして、この処分の取消しを求めて訴えたものである。

一審大阪地裁は、Xの請求を認容し、上記処分を取消した。そこで、Yが控訴した。

一審判決(大阪地裁平成 25 年 11 月 25 日判決・労判 1088 号 51 頁) 請求認容

- 一,「憲法 14 条 1 項は,法の下の平等を定めており,この規定は,事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り,法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものである(最高裁昭和 39 年 5 月 27 日大法廷判決・民集 18 巻 4 号 676 頁,同昭和 48 年 4 月 4 日大法廷判決・刑集 27 巻 3 号 265 頁等)」
- 二、「…遺族補償年金は、定額が支給される遺族補償一時金とは異なり、一般に独力で生計を維持することができる者、あるいは、死亡職員との間によるものとは別の生計維持関係を形成した者は、その生計維持関係をもって生活することを原則とし、そうでない者については、喪失した被扶養利益を補塡する必要性を認めて支給するものとしたものであり、遺族補償年金制度にはYらが主

²⁾ なお、遺族補償年金を受けとる遺族がいない場合には、同法36条規定の遺族一時金を 受給することができ、Xはその権利を有するが、受給申請をしていない。さらに、地方公 務員災害補償基金の福祉事業である遺族特別支給金等の受給要件は、遺族補償年金または 遺族補償一時金の受給権者であることのため、Xは遺族一時金の支給請求をすれば、遺族 特別支給金等を受給できる。ただし、その金額は、年金受給権者に比較して低額になる。

張するように社会保障的性質をも有することは否定できない。

そのような性質を有する遺族補償年金制度につき具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定は、上記制度の性格を踏まえた立法府の合理的な裁量に委ねられており、本件区別が立法府に与えられた上記のような裁量権を考慮しても、そのような区別をすることに合理的な根拠が認められない場合には、当該区別は、合理的な理由のない差別として、憲法14条1項に違反するものと解するのが相当である。

- 三,(1)「本件区別は、…立法当時の社会状況(女性が男性と同様に就業することが相当困難であるため専業主婦世帯が一般的な家庭モデルである状況)が大きく変動していない状況の下においては、差別的取扱いということはできず、憲法14条1項に違反するということはできない。」
- (2)しかし、「…立法の基礎となった社会状況は時代とともに変遷するものでもある上、本件区別の理由は性別という、憲法の定める個人の尊厳原理と直結する憲法14条1項後段に列挙されている事由によるものであって、憲法が両性の本質的平等を希求していることは明らかであるから、本件区別の合理性については、憲法に照らして不断に検討され、吟味されなければならないというべきである。」
- (3)「今日では、専業主婦世帯が一般的な家庭モデルであるということはできず、共働き世帯が一般的な家庭モデルになっているというべき」であり、「共働き世帯が一般的な家庭モデルとなった現在の社会情勢の下においてもなお本件区別の合憲性を維持できるか否かについて検討する」。「共働き世帯において本件年齢要件の適用が問題となるのは、どちらか一方が職員である夫婦双方の収入によって家計を維持していた場合か、死亡した職員の収入によって主として家計を維持していた場合である」が、「本件区別のように、死亡した職員の遺族である55歳未満の配偶者において、妻を一般的に就労が困難である類型にあたるとして、男女という性別のみにより受給権の有無を分けることの合理的な根拠になるとはいい難い。」

「一般的な家庭モデルである共働き世帯の場合 専業主婦世帯や専業主夫世

帯とは異なり、遺族たる配偶者は、男女いずれであれ、…現に就労して家計補助的な程度を超える収入を得ているものの、生計維持要件を充たしているということは、単独で通常の生活水準を維持できないか、生活水準を下げざるをえないような状態にある…のは共通であって、職員である配偶者が死亡した場合に単独で生計を維持できるような職に転職したり、就労形態を変更したりすることの困難さも、一般に女性の就業形態、獲得賃金等について、男性に比して恵まれていないことと同様の程度の差にすぎないというべきである」。また、「日本型雇用慣行が変容し、非正規の男性労働者の割合が増加してきたことに照らすと、配偶者のうち夫についてのみ本件年齢要件を課すことが合理的であるとはいい難」い。

さらに、仮に、妻の方が家事や子育てをするという家庭責任の比重が重いというような事情があるとしても、「妻が死亡した場合、遺族である夫は、それまで妻が担っていた家庭責任を妻に代わって担わざるを得ない状況になると解されるから、夫が死亡した場合と妻が死亡した場合とで遺族たる配偶者が担うべき家庭責任の程度に違いはない。かえって、妻の死亡により家庭責任が増大した結果、遺族である夫が、従前と同程度の収入を得ることが難しくなる場合すらあり得る」。

これに加えて、「配偶者との死別又は離婚等の生別により被扶養利益を喪失した母子世帯の所得保障を目的とした児童扶養手当の支給要件を定めた児童扶養手当法4条について、それまで母子家庭にしか支給されなかった児童扶養手当を、平成22年8月以降、父子家庭にも支給することとする改正がなされており、遺族補償年金制度と同種目的により制定された社会保障立法において女性のみを優遇する規定を改正し、男女の平等を図るように法改正が行われていることも、遺族補償年金制度制定時の立法事実が変遷したことにより、本件区別の合理性が失われるに至ったことを裏付けるというべきである。」

三, したがって, 「遺族補償年金の第一順位の受給権者である配偶者のうち, 夫についてのみ 60歳以上(当分の間 55歳以上)との本件年齢要件を定める地 公災法 32条1項ただし書及び同法附則7条の2第2項の規定は,憲法14条1 項に違反する不合理な差別的取扱いとして違憲・無効であるといわざるを得ない。|

(高裁判旨) 原判決取消. 請求棄却

一, 法令の違憲審査基準について

「地公災法の定める遺族補償年金は、職員の死亡により扶養者を失った遺族の被扶養利益の喪失を塡補し、遺族の生活を保護することを目的とするものであり、基本的に社会保障制度の性格を有するというべきである。それは、基本的に憲法 25 条の趣旨を実現するために設けられた社会保障制度の一環であるといえる。

ところで、憲法25条は、いわゆる福祉国家の理念に基づき、全ての国民が 健康で文化的な最低限度の生活を営みうるよう国政を運営すべきこと(1項) 並びに社会的立法及び社会的施設の創造拡充に努力すべきこと (2項) を国の 青務として宣言したものであるが、同条1項は、国が個々の国民に対して具体 的・現実的に上記のような義務を負うことを規定したものではなく。同条2項 によって国の責務であるとされている社会的立法及び社会的施設の創造拡充に より個々の国民の具体的・現実的な生活権が設定充実されてゆくものであると 解すべきである。そして、憲法 25 条にいう『健康で文化的な最低限度の生活』 なるものは、極めて抽象的・相対的な概念であって、その具体的内容は、その 時々における文化の発達の程度、経済的・社会的条件、一般的な国民生活の状 況等との相関関係において判断決定されるべきものであるとともに、上記規定 を現実の立法として具体化するに当たっては、国の財政事情を無視することが できず、また、多方面にわたる複雑多様な、しかも高度の専門技術的な考察と それに基づいた政策的判断を必要とするものである。したがって、憲法25条 の規定の趣旨にこたえて具体的にどのような立法措置を講じるかの選択決定 は 立法府の広い裁量にゆだねられており それが著しく合理性を欠き明らか に裁量の逸脱・濫用とみざるを得ないような場合を除き、裁判所が審査判断す るのに適しない事柄であるといわなければならない。もっとも、同条の趣旨に

こたえて制定された法令において受給権者の範囲,支給要件等につき何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いをするときは別に憲法 14条1項違反の問題を生じ得るというべきである(最高裁昭和 57年判決,最高裁昭和 60年(行ツ)第92号平成元年3月2日第一小法廷判決・裁判集民事156号271頁,最高裁平成17年(行ツ)第246号同19年9月28日第二小法廷判決・民集61巻6号2345頁参照)。」

二, 地公災法32条1項等が本件区別を設けていることは憲法14条1項に違反するか。

(1) 「今日において、〈1〉女性(特に、配偶者を有する者(妻))は、男性に比 べて労働力率が相当低いこと、〈2〉女性は、雇用者数に占める非正規雇用の割 合が50パーセントを超えており、その割合は男性における非正規雇用の割合 の3倍近いこと、(3) 男女間の賃金格差が大きく、女性の賃金額は男性のそれ の概ね6割以下にすぎず、女性は、男性と比べて賃金が著しく低いこと、〈4〉 専業主婦世帯数は、従前から減少し続け、共働き世帯数より下回っているもの の. なお 787 万世帯 (平成 24 年当時) ないし 797 万世帯 (平成 22 年当時) 存 在するところ、平成22年国勢調査に基づき20歳から59歳までの年齢階層に つき家事のみしている妻(専業主婦)と家事のみしている夫(専業主夫)の人 数を比較すると、家事のみしている妻の人数は、家事のみしている夫の人数の 100 倍を大きく超えているのであり、専業主婦の世帯数は、専業主夫の世帯数 よりはるかに多いことが認められ、これらに照らせば、夫が死亡した場合、専 業主婦世帯において夫が死亡した場合はもちろんのこと、共働き世帯において 夫が死亡した場合においても、妻が独力で生計を維持することができなくなる 可能性は高いというべきである。これに対し、妻が死亡した場合に、夫が独力 で生計を維持することができなくなる可能性は、上記の妻が独力で生計を維持 することができなくなる可能性と比較して著しく低いというべきである。

これらの事情からすれば、今日の社会情勢の下においても、妻については、 年齢を問わずに『一般に独力で生計を維持することが困難である』と認めて、 遺族補償年金を受給できるものとするが、夫については、年齢を問わずに『一 般に独力で生計を維持することが困難である』とは認められないとして、『一般に独力で生計を維持することが困難である』と認められる一定の年齢に該当する場合に遺族補償年金を受給できるものとする旨の遺族補償年金の受給要件に係る区別を設けた本件区別は、合理性を欠くということはできない。」

- (2)「性別役割分業の結果生じた社会的実態は妻につき要保護性を認める根拠と することができない | との主張については、社会的実態(〈1〉女性(特に、配 偶者を有する者(妻))は、男性に比べて労働力率が相当低いこと、〈2〉女性 は、雇用者数に占める非正規雇用の割合が高いこと、(3) 男女間の賃金格差が 大きく、女性は、男性と比べて賃金が著しく低いこと、〈4〉専業主婦の世帯数 は、専業主夫の世帯数よりはるかに多いことなどを内容とするもの)より、「立 法府が、地公災法において社会保障制度である遺族補償年金を創設し、遺族補 償年金の支給を受けるのにふさわしい者として『一般に独力で生計を維持する ことが困難である』といえる遺族を類型化して受給権者として定めるに当た り、遺族である妻について、遺族である夫と同様に一定の年齢に該当すること (年齢要件)を受給要件として設けるか否かを適切に判断するためには、上記 社会的実態を十分考察する必要があることは明らかであり、上記社会的実態が 性別役割分業によって生じたものであるからといって、これを考慮することな く年齢要件を受給要件として設けるか否かを判断するというのは不合理であ る。そして、上記社会的実態があることからすれば、本件区別は合理性を欠く とは」いえず、「このように判断することが『性別役割分業による就労・家庭 状況を是認し固定化することになる | などと解すべき理由はない。 |
- (3)「本件区別は被保険者である妻に対する差別となる」というXの主張について、「地公災法の定める遺族補償年金は、…職員の死亡により扶養者を失った遺族の被扶養利益の喪失を塡補し、遺族の生活を保護することを目的とするものであって、基本的に社会保障制度の性格を有するものである。そうすると、遺族補償年金は、職員である夫又は妻が、死亡した場合に遺族である妻又は夫に対して『遺族補償年金を残すこと(受給させること)』を法的利益として保障するものではないのであるから、死亡した場合に遺族である妻又は夫に対し

て遺族補償年金を残すことができるか否かについて,職員である夫と職員である妻とで差異があるとしても,それは法的利益の保障範囲に差異があるとはいえず,法的取扱いの区別には当たらない。」

(4)「本件区別は男女共同参画社会の形成の推進という国家基本政策と整合性を有しない」という Xの主張について、「本件区別により…抑制的な作用が社会において生じているか否か、生じている場合におけるその具体的状況・程度等は明らかでない。したがって、…男女共同参画社会の形成という国家基本政策は、本件区別について合理性を欠くとはいえない旨の…判断を左右するものではない」。

三 比較すべき対象とは何か

地裁判決と高裁判決の結果を分けた要因は、第一に、遺族補償年金の性格の解釈である。地裁判決においても、高裁判決と同様、遺族補償年金を社会保障の一環と考えている。しかし、純粋な社会保障ではなく、労災に対する賠償責任の性格も併せ持つという点を尊重している。遺族補償年金が社会保障であるなら、堀木訴訟において打ち出された審査基準が採用されることになるが、賠償責任であるなら、男女で区別することは性差別として退けられることになるであろう。地裁判決においては、この点を考慮して、立法の広範な裁量を認めながらも、実際には堀木訴訟の基準よりは厳格に判断を行ったものである。

第二に、事実認定において、地裁判決においても、立法当時の社会情勢より、立法に際して遺族補償年金の支給要件を男女で異にしたことについては、合理性を認めている。しかし、その後の社会情勢の変容により、今日の社会においては男女で異なる取り扱いを認めることには、合理性を認めることができないというのが大阪地裁の姿勢である。すなわち、大阪地裁は、夫婦のうち夫

³⁾ 国・園部労働基準監督署長 (労災障害等級) 事件 (京都地判平成 22 年 5 月 27 日・労判 1010 号 11 頁) を参照。

のみが就労する家族モデルが今日においては変容し、共稼ぎ世帯が一般となったことに注目し、女性の厳しい就労環境が相対的なものとなったと考えている。これに対して、大阪高裁は、数字を挙げて、いまだ専業主婦が多いということを指摘して、大阪地裁が依拠した社会状況の変容という前提事実を覆し、その上で、今日においても女性の置かれている就労状況は、男性のそれに比べて厳しいことをもって、男女間の取り扱いの差異に合理性を見出している。

本稿の目的からは、この第二の争点の検討が中心となる。とはいえ、立法当時、あるいは今日において、具体的に女性を特別に保護すべきであった/あるのかという問いに対して結論を出すことには、関心がない。むしろ、何を比較して、どんな情報を検討することによって、この合理性判断を行うべきであるかを検討したいと考えるものである。そうした観点から、この事件を検討するならば、いくつか整理すべき問題が現れてくる。

(1) 当該法律が保護している対象—女性・妻・性別役割分業という社会規範

本件高裁判決では、問題となった遺族補償年金は、「職員の死亡により扶養者を失った遺族の被扶養利益の喪失を塡補し、遺族の生活を保護することを目的とするもの」であると認定し、「今日の社会情勢の下においても、妻については、年齢を問わずに『一般に独力で生計を維持することが困難である』と認め」たものである。その根拠としてあげられた事実には、①配偶者を有する女性の労働力率の低さ、②女性の非正規雇用率の高さ、③男女間の賃金格差、④家事のみをしている妻のほうが、家事のみをしている夫の人数より100倍近く多いことが、挙げられている。こうした事実から、「夫が死亡した場合、専業主婦世帯において夫が死亡した場合はもちろんのこと、共働き世帯において夫が死亡した場合においても、妻が独力で生計を維持することができなくなる可能性は、上記の妻が独力で生計を維持することができなくなる可能性は、上記の妻が独力で生計を維持することができなくなる可能性と比較して著しく低いというべきである」と判断されている。

なるほど、社会保障制度を設計する際に、生活維持が困難な状況にある人々の集団を一般的に想定することは認められるべきであろう。そして、その際、配偶者が死亡したときに、経済的な困難に陥るのは、一般的には女性であり、男性が困難に陥るのは稀な事例であると評価することも、あながち不合理な評価ではないだろう。しかし、遺族補償年金の受給要件として、年齢要件が課せられているのは、被災者の夫だけではない。地公災法32条は、遺族補償年金を受け取ることができる「夫、父母、祖父母」については、「60歳以上(当分の間は55歳以上)であること」を要件として規定しているのである。

大阪高裁が判断するように、女性の労働力率の低さや、非正規雇用率の高さ、賃金の低さ、そして専業主婦率の高さから、「女性は『一般に独力で生計を維持することが困難』である」という命題を導くのであれば、最も困窮する集団は、被災者の妻ではなく、実は、年金受給年齢未満の母であり祖母であるはずである。一般に、年齢の高い新規参入者は、労働市場における競争では不利な状況にあるからである。ところが、この制度では、被災者の母も祖母も、配偶者が死亡した場合に独力で生計を維持できる可能性が高いはずの「夫」と同じ年齢要件を課している。つまり、この制度を構築した国は、貧困に陥る可能性の高い女性を保護する目的で制度構築したわけではない。地方公務員の「妻」を特別に保護することが目的とされているのである。果たして、この制度が合理的なものと評価できるのか、大阪高裁の挙げた統計資料から読み取れるものではないだろう。

では、被災者遺族の家族である女性ではなく、地方公務員の「妻」を特別に 保護する必要性はあるのだろうか。そして、それは合理的なものと評価できる のだろうか。その課題に対して答えるためには、地方公務員の「妻」を保護す ることの実質的な意味を考える必要があるだろう。「妻」を保護することによっ て、実際にはどのようなことを保護しているのかということである。

貧困に陥る可能性の高い女性を保護することが、その目的ではないことは、 上述のとおりである。また、被災者の「子」は独自に年金受給資格を有するので、「妻」を保護することにより間接的に「子」を保護するという目的も適切 ではない。そうすると、「妻」の地位を特別に保護することにより、公務に従事する職員を影で支える、いわば伝統的に認められてきた妻の内助の功を高く評価しているものと考えざるを得ないだろう。しかし、一般に「妻」が夫を支え、内助を尽くしているとは必ずしも限らないため、そのような内助が存在するものとして、あるいはそれを期待して、こうした「妻」を特別に取り扱う制度が築き上げられていると考えることができる。遺族補償年金制度の目的は、貧困する女性の救済ではなく、いわば性別役割分業の根底にある家族イデオロギーないし社会規範の保護ということになるだろう。

したがって、検討するべきは、女性の就労状況が一般的に厳しいかどうかではなく、こうした「妻」の内助の功に対して特別に配慮することが法の要請する平等原則にかなっているかという点に求められなければならない。性別役割分業という社会規範の保護が、立法当時には、合理性を有していると考えられているのか、そして、現代においてはどうかという比較検討が必要なのである。この点を具体的に検討するためには、立法当時から現代における、国家社会における配偶者に関する経済的な制度および意識を参照する必要があるだろう。最も典型的な制度は、もちろん、税制における配偶者控除および配偶者特別控除、そして国民年金の第3号被保険者制度が挙げられよう。類似の社会制度には、各企業における家族手当の制度なども考えられる。これら制度には、この国家社会が、配偶者という立場に対してどのような姿勢を持っているのかを明示していると言え、ここにこの国家社会における夫婦に関する考え方が現れているからである。

この点で、大阪地裁が、「…児童扶養手当法4条について、それまで母子家

⁴⁾ 本件遺族補償年金制度と同様に被災者の夫と妻の間に受給資格の差異を設けている制度には、労災保険法16条の2の遺族補償年金制度、厚生年金保険法59条の遺族厚生年金の制度がある。また、国民年金保険法の遺族年金制度も、最近まで妻と夫で支給基準が異なっていた。そのため、これらの制度を比較して検討することも可能性としてありうるが、しかし、これらの制度は同じ社会規範に基準を置いているものと考えられ、ここではその社会規範そのものを問題とするのであるから、これら類似の制度を参照することには意味がない。なお、本件地裁判決が、労災保険の遺族補償年金制度や遺族厚生年金制度にどのような影響を与えるのかについては、前掲注1) 常森論文を参照のこと。

庭にしか支給されなかった児童扶養手当を、平成22年8月以降、父子家庭にも支給することとする改正がなされており、遺族補償年金制度と同種目的により制定された社会保障立法において女性のみを優遇する規定を改正し、男女の平等を図るように法改正が行われていること」を参照していることは重要である。しかし、検討するべきことは、これらの制度に現れた家族に関する基本姿勢および、遺族補償年金との間の整合性である。その点では、配偶者控除や国民年金の第3号被保険者制度について、批判がありが制度が縮小されがあるいは廃止の方向で検討も進められているがとはいえ、現在でも存続している制度であることを指摘することができる。また、多くの企業においては、配偶者の有無によって家族手当を支給することが約束されている。したがって、無業あるいは所得の少ない配偶者の家庭における貢献に対して、一定の経済的価値を付与する考えは、現在に至るまで、国家および社会において一応承認されていると評価できるであろう。

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf

⁵⁾ 例えば、岩見祥男「配偶者控除の見直しに関する議論」調査と情報 842 号 (2015) http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo 8929057 po 0842.pdf?contentNo=1 を参照。

⁶⁾ 例えば、国民年金保険法等の改正により、2016年10月より厚生年金の加入の所得要件が、それまでの130万円から106万円になるなど、すでに改革が進んでいる。

^{7) 2014}年6月閣議決定「『日本再興戦略』改訂 2014-未来への挑戦-」45頁は、「働き方 に中立的な税制・社会保障制度等への見直し」を提言している。

なお、同改訂 2015 版(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/dai2_3jp.pdf)77 頁では、「女性の活躍の更なる促進に向け、税制、社会保障制度、配偶者手当等の在り方については、世帯所得がなだらかに上昇する、就労に対応した保障が受けられるなど、女性が働きやすい制度となるように具体化・検討を進める。税制については、昨年11 月に政府税制調査会総会において取りまとめられた『働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理(第一次レポート)』を踏まえ、幅広く丁寧な国民的議論を進めていく。社会保障制度については、年金機能強化法による被用者保険(厚生年金保険・健康保険)の適用拡大(2016 年 10 月施行)に加え、社会保障制度改革プログラム法や年金機能強化法附則に設けられた規定に基づき、2016 年 10 月の適用拡大の施行の状況や影響を勘案して、更なる適用拡大に向けた検討を着実に進めていくとともに、2016 年 10 月の施行に合わせて中小企業にも適用拡大の途を開くための制度的措置を講ずる。また、配偶者手当についても、官の見直しの検討とあわせて、労使に対しその在り方の検討を促す。」として、段階的な見直しを示唆しており、制度改革にむけた非常に穏健で緩やかな政策ではあるものの、具体的で現実的な施策を打ち出している。

しかし、配偶者控除等の制度にしても、第三被保険者制度にしても、その対象となる配偶者の性は女性と限定していない。まさに、この点をどう考えるかが、争われている点である。この点について、考え方は二つ考えられるだろう。第一に、配偶者控除等や第三被保険者制度においても保護されるべき配偶者の性を限定していないのだから、本件における遺族補償年金においても支給基準を性中立にするべきであると考える道である。これは、大阪地裁の採用した考え方である。第二に、しかし、公務災害(あるいは労災)は「労働市場」における男女の差異という特別の事情があり、その事情を考慮して、税制等とは異なる取り扱いが認められるべきであると考える可能性がある。ただし、忘れてはいけないのは、ここでいう特別の事情とは、「女性を保護する必要のある特別の事情」ではなく、「性別役割分業という社会規範を保護する特別の事情」ということになる。なぜならば、この制度は、女性一般の保護を目的としているものではなく、「妻」一般を保護の対象として限定しているものだからである。

第二の考え方に関連する「労働市場における男女の差異」という特別の事情の存否については、次節(2)で詳細したいが、その前に、「性別役割分業」の維持について、簡単に私見を述べておきたい。実は、わたしは必ずしも性別役割分業に基づく制度としての家族に反対はしない。ただ、いかなる家族制度、家族政策を採用するにしても、基本的人権としての社会権は、男女ともに平等に保障されているべきであり、就労の権利や貧困からの保護について、性に関わらず平等に保障されるべきは当然だと考える。ある地域の一定の時代における、具体的な状況において、性別に役割を分業する制度こそが貧困の回避を可能にするという実態があるのなら、そうした制度が排除されるべきではないだろう。したがって、遺族補償年金制度が構築された当時、立法府の制度設計の中において、性別役割分業が必要で重要な手段として認識されており、それが男女の社会権保障にとって必要不可欠なものと位置付けられているような事情があれば、制度構築の時期に遡って、その制度を違憲と評価することは難しいことになるだろう。しかし、当時の事情に関する詳しい検証は、現在のわたしの能力を超えるため、ここでは差し控えたい。

しかし、他方で、現代においてはどうだろうか。一審原告の男性が主張するように、1999年に男女共同参画社会基本法が成立し、その中で性別役割分業の影響を軽減し排除していくことが国家の責務として明確に規定される⁹に至った。したがって、遅くとも、この法律が成立した後には、こうした「妻」を特別のものとして取り扱う制度には合理性を見出すことは困難なのではないかと考える。問われている問題は「女性は男性に比べて経済的に困窮する可能

⁸⁾ ある一定の時代における例えば農林水産業領域において、一つの家庭で一つの事業を営 むような実情が一般的であるような場合に、 妊娠出産を伴う女性が男性と同じ役割を担う ことが適切なのか、あるいは分業をするほうが効率がよいのかという想像力は必要だろう と考える。そのような分業を行った場合、財の分配は男女で平等にするべきなのかという 論点もまた、時代と地域に応じて解決策は考えられよう。例えば、農地等を保護するため に、財はなるべく分配せずに世帯主に全面的に帰属させ、そのかわりに、他の世帯員に対 しては国家による手厚い保護を認めることも、政策として考えられる。要するに、政策は 「平等」である必要があるが、「平等」であればよい。そして何を持って「平等」と考え るかは、時代や地域により制約される概念である。とはいえ、現代の自由資本主義社会は、 個人の欲望に基づき、その欲望を経済の原動力として利用し、成り立っている制度である ため、特定の集団に固定の役割を強制し、あるいは期待することは、平等な社会構築とは 相容れることはない。社会の原動力たる欲望を、ある特定の集団に対してのみ抑制するこ とは、逆に別の集団の欲望が過度に解放されることを意味するからである。それでは、一 つの集団の恣意的な行為による。別の集団に対する抑圧が制度として公式に認められる結 果をもたらす。個人の欲望に価値を置き、その欲望に基づく経済に依拠している限り、厳 格に形式的な平等を模索していくことは、非常に重要な課題となるだろう。そして、おそ らく、ジェンダー視座により国家社会制度を見直す作業を丹念に繰り返していくならば、 現代の自由資本主義の改変の必然性を見出すことになるだろう。

⁹⁾ 男女共同参画社会基本法第4条は、「男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。」と規定し、第6条は「男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。」と規定している。そしてこれらの基本理念は、「国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」(第8条)として、国の責務として位置づけられている。

性が高いか」というものではなく、「『妻』は他の家族に比べて特別に取り扱われるべきであるか」という点にあり、すなわち事実関係の解釈ではなく、社会規範の問題である以上、立法府に対して広範な裁量権が認められている社会保障の領域においても、修正は避けては通れないのではないかと考える。

なお、この点について嵩さやか氏は、本件の地裁判決評釈において、「社会 状況自体が性差別の根源のひとつである性別役割分担意識に基づいて形成され ている場合でも、表面化した社会状況を根拠に区別の合理性が肯定されるので あれば、憲法 14条 1 項は、結局、(社会における性差別的意識が変容して) 社 会状況が変化しない限り機能しないということになる」という問題提起を行っ ているい。この指摘は非常に重要である。憲法 14条の原理は、社会変革を牽引 すべきものであるはずのところ、社会が変革されない限り、法が機能しないと いうのでは、いつまでたっても社会変革が生じないということになってしまう だろう。この問題について、同評釈では、憲法 14条 1 項は「差別抑制」を保 障しているものと捉え、①差別感情に基づく行為の禁止に加えて、②意図せざ

¹⁰⁾ 前掲注1). 嵩さやか評釈150頁。

¹¹⁾ 岩手銀行事件判決(仙台高裁平成4年1月10日判決・労判605号98頁) では、次のように述べ、社会変革を牽引する憲法理念の役割を確認しているが、その論調は、今日においてもその新鮮さを失っていない。

[「]社会通念、社会的許容性とか公序良俗という概念は、もともと不確定概念で、宗教、 民族の違いなどのほか、国内でも時(代)と地域(都市、地方など)により認識や理解に 相違のあることは否定できない。しかしながら、これら概念は不確定なるが故に発展的動 熊において捉えねばならない。そうでないと、旧熊は旧熊のままで社会の進歩発展は望み 得ないことになるからである。それは私的自治の支配する私企業の労使関係における賃金 等労働条件を規律する法的基準としても同様である。そして、たとえ控訴人銀行の本店の ある岩手県盛岡市をはじめ東北地方の平均的住民の観念が、本件規程三六条二項本文後段 (=男女別の家族手当支給基準,筆者注)の定めまたはその趣旨を、その制定当時、さら にはその以前から現在に至るも当り前のこととして容認し、これに依拠した取扱いを許容 しているとしても、日本国憲法一四条一項(法の下の平等)は、性別により政治的、経済 的または社会的関係において差別されない旨定め、男女不二たるべく、男女平等の理念を 示している。労基法四条男女同一賃金の原則は右憲法の理念に基づく具体的規律規定であ る。そして それは理念ではあっても達成可能な理念であるから この理念達成という趣 旨に悖るような観念は、『社会通念』『社会的許容性』『公の秩序善良の風俗』として、前 記規程条項及びこれによる取扱いの法的評価の基準とすることはできないものといわなけ ればならない。

る差別的メッセージへの配慮義務を要請しているという主張を紹介している。 その上で、「性別分担意識は、男女の完全なる平等達成のために克服すべきも のである以上、それを助長しうる国家行為は差別的メッセージを発信している と解することが」できると主張する¹²

しかし、「完全なる自由と平等」という法の原理は、残念ながら、不完全な人間にとっては実現すべき永遠の目標である。したがって、いかなる時代においても、現実の法の原理は、その時代の思想哲学による解釈に左右される運命にある。性別分担意識が「男女の完全なる平等達成のために克服すべきものである」と認識されるのも、現在のこの社会・国家における、この特別の状況において、そのように認識されるだけのことであって、完全な平等概念とはほど遠いものにすぎない。したがって、「性差別的意識が作り出した社会状況に基づいて設けられた性別による区別がこの目的に適合していて合理的であるというのは平等原則の本旨に反するように思える」¹³⁾が、それは一定程度、どうしようもないことである。我々にできることは、研究と実践を繰り返し重ねて、社会状況と法の概念を、「完全なる自由と平等」という法の本質に近づけていく努力を絶え間なく、怠りなく続けていくことだけではないだろうか。社会変革を牽引するのは、成文法ではなく、法の根本原理である真理そのものであり、その真理に近づくよう実践を繰り返すことによって、社会は必ず「完全なる自由と平等」に近づいていくに違いない。

(2) 比較すべき対象ー労働市場に新規参入する男女

以上のように、本件で問題となっている遺族補償年金は、一般に経済的困難に陥る可能性のある女性の保護ではなく、性別役割分業という社会規範の保護が目的として構築されているのであって、そうである以上、男女の困窮可能性に関する事実関係は、社会規範維持の合理性に関連する限度で必要なものにすぎない。とはいえ、一般に男女には労働市場において格差が存在してきた

¹²⁾ 前揭注1), 嵩 150頁。

¹³⁾ 同上。

し、現在に至っても存続しており、大阪地裁も大阪高裁も、その格差を重視して結論を導いているので、本稿でも、その点についても、少し整理をしておきたい。

被災者の収入によって主に生計を維持していた遺族は、通常、主たる生計維持者を失った次の瞬間から、独力で生計を維持していくことは容易ではない。それは男女いずれの場合においても、同じであろう。問われている問題は、無職か、あるいは職業に従事していても短時間労働であったり、低賃金労働であるなど不安定な立場にある者が、正社員・正職員として労働市場に新しく参入できるのかどうか、できるとして、その参入には男女で格差があるのかどうか、そのときの労働条件は男女間で平等なのかどうかである。

この点から考えると、男女労働者の平均的な賃金の比較は、新規参入した場合の生活水準を予想するために重要な要素の一つではあるものの、労働市場に新規参入した場合には、必ずしも正社員・正職員として雇われるわけではなく、むしろ正社員・正職員として雇われることは容易ではないのであるから、慎重な比較とは言い難い。この点については、地裁判決は、「非正規の男性労働者の割合が増加してきたことに照らすと、配偶者のうち夫についてのみ本件年齢要件を課すことが合理的であるとはいい難」いと指摘しており、高裁判決よりは丁寧な分析を行っていると評価できよう。

より具体的に統計を検討するならば、例えば、「平成24年就業構造基本調査 (結果の概要)」¹⁴⁾によれば、24年までの過去5年間の「転職」について、男 女ともに正規労働者よりも非正規労働者の人数が増加しているが、その増加者 の転職者全体に対する比率は、男性が8.8%であるのに対して、女性は4.6% にすぎないことを指摘しておきたい¹⁵⁾ 実数をみてみると、調査対象の5年間に

¹⁴⁾ 総務省統計局(2015年7月)発行, 58-59頁。
http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001048176&cvcleCode=0&requestSender=search

¹⁵⁾ 調査対象の5年間において転職した労働者男性498.8万人のうち,正規労働者減/非正規労働者増が43.8万人(8.8%)で,同女性は554.7万人のうち,正規労働者減/非正規労働者増が25.5万人(4.6%)である。同上59頁。

おいて転職した男性労働者のうち、前職が正規労働者であった者が非正規労働 者として働くようになった者は108.7万人のところ、前職が非正規労働者で あった者が正規労働者として働くようになった者は65.1万人である。これに 対して、女性労働者の場合、正規から非正規の転職は93.9万人で、非正規か ら正規への転職は68.3万人であるじ妊娠、出産あるいは介護というように、 正規労働から非正規労働への転換を決意させる人生における事件は、女性のほ うが圧倒的に多いように思われるが、男性労働者にとっても正規労働者への転 職は容易なことではない。それどころか、正規労働者から非正規労働者への転 職については、男性の方が多いのである。また、未就業の男性入職者について も. 例えば. 平成 26 年の統計によれば. パートタイム労働者で 16.7%. 有期 労働者で9.6%の入職率であるところ、期間の定めのない一般労働者の入職率 は3.2%にすぎないいこのように、男性であっても、新規に労働市場に参入す る際、正社員・正職員として安定的な雇用を望むことは容易ではないことを考 えるならば、単に男女の一般の賃金格差を検討するのではなく、非正規労働者 としての男性の賃金を審査するべきであり、特に、その正社員・正職員の賃金 と比較する必要があると考える。

そうすると、「平成27年賃金構造基本統計調査」¹⁸⁾によれば、全産業男女計学歴計で、正社員・正職員については一月の所定内労働時間が164時間(男性165時間、女性163時間)、超過実労働時間が14時間(男性16時間、女性8時間)のところ、毎月きまって支払われる賃金は、352.4千円(男性384.9千円、女性278.4千円)で、他に賞与等の合計が1009.6千円(男性1127.8千円、女性740.4千円)である。他方で、正社員・正職員以外の者については、一月

¹⁶⁾ 同上。

¹⁷⁾ 厚生労働省「平成 26 年雇用動向調査結果の概況」 (http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/doukou/15-2/index.html) 付属統計表 1-2 参照。

http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/koyou/doukou/15-2/dl/kekka gaiyo-05.pdf

¹⁸⁾ 厚生労働省「平成 27 年賃金構造基本統計調査」 http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001058845&cycleCode=0&requestSender=dsearch

の所定内労働時間が163時間(男性165時間、女性162時間) 超過実労働時 間が11時間(男性14時間、女性8時間)のところ、毎月きまって支払われる 賃金は222.9千円(男性252.7千円,女性193.1千円).賞与等は216.6千円 (男性 274.7 千円, 女性 158.6 千円) である。すると, 女性正職員が死亡して, その夫が労働市場に新規参入し、非正規労働者として働き始めた場合に、平均 で 252.7 千円の月収を得ることができると仮定できるだろう。この金額は、女 性正職員の平均である278.4千円よりも低いが、その差は1割程度であり、女 性の非正規労働者の平均月収の低さに比べると、ひどい格差ではないかのよう に思われる。しかし、地公災法は、受給資格としての経済的要件として、「職 員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた | ことを規定するのみ で、将来、正社員・正職員として就業する可能性を秘めている者であっても、 被災者の妻であれば受給資格を認めている。仮に. 「職員の死亡当時その収入 によって生計を維持していた | 被災者の遺族が「妻 | である場合には 将来 その「妻」が正社員・正職員として就労することが可能であっても、あるいは すでに正社員・正職員として就労していたとしても、年金受給の資格を有する のである。そうであるならば、その女性正社員・正職員よりも、低い労働条件 で働く可能性の高い被災者の夫を受給資格から排除する理由はないだろう。

なお、被災者の夫が、労働市場に新規参入する場合に、正社員・正職員として参入する可能性の高さについては、立法当時の状況と現在の状況とでは同じではなく、その違いを検討しなければならないが、伝統的な学卒採用の重視と労働力の流動性、地縁血縁を利用した縁故採用の強さ、あるいは性別役割分業という社会規範の効力の強さが変化してきていることなど、いくつかの要因が重なっており、その検討は容易ではない。しかし、一つの指標として、男性の労働者全体に占める非正規労働者の割合が増加しているという事実は、正社員・正職員として労働市場に参入することが、過去に比べてますます困難となっていることを現わしている。

¹⁹⁾ 理由があるとすれば、男性は、結婚生活においては生活を維持するために働くべきであるという性別役割分業の社会規範に反するペナルティとでも言うべきものかもしれない。

(3) 労働条件としての労災補償

本件地裁判決の評釈において多くは、本件遺族補償年金制度は、女性に対する差別であると指摘する20 そうした主張に対して、本件高裁判決は、「遺族補償年金は、職員である夫又は妻が、死亡した場合に遺族である妻又は夫に対して『遺族補償年金を残すこと(受給させること)』を法的利益として保障するものではないのであるから、死亡した場合に遺族である妻又は夫に対して遺族補償年金を残すことができるか否かについて、職員である夫と職員である妻とで差異があるとしても、それは法的利益の保障範囲に差異があるとはいえず、法的取扱いの区別には当たらない」と、判断した。しかし、この遺族補償年金が社会保障の性格が色濃いとしても、問題はそんなに簡単ではない。

確かに、遺族補償年金というものは、職員や労働者が亡くなってから、その 遺族に支給されるものであるから、特定の職員や労働者には影響がなく、権利 義務関係がないかのように思われるかもしれない。しかし、労働災害・公務災 害に関係する遺族補償年金とは、労働者が労働する中で、安心して働くための 一つの条件であり、広義で労働条件の一つとして考えることができる。すなわ ち、男性職員の場合には、「自分が公務災害で死んでも、地公災法が、家族に 年金を補償するので安心だ」と考えて日常を送ることができるのに対して,女 性職員の場合には、「自分が公務災害で死んだら、家族に対する補償はそれほ ど大きくないので、独自でしっかり備えをしなければならない」と考えて日常 を送らなければならない。要するに、遺族補償年金は、将来の補償であると同 時に、現在における労働者の生活に影響を与えるという意味で、労働条件の側 面を有するのである。そして、もし、労働条件の側面を有するのであれば、 1985年以降 男女雇用機会均等法は福利厚生における女性差別を禁止してい るのであるから、性別による区別については、もう少し慎重に検討するべきで あろう。国家は、民間企業に対しては性別による差別をなくすよう要請し、指 導しているのである。福利厚生たる企業年金の遺族補償について、その支給要

²⁰⁾ 例えば、前掲注1) 西論文。

件に男女で差異があれば、均等法の要請するところに従って、労働局、つまり 国は是正のための指導を行うことになるだろう。そうであるならば、国家とし ても、地公災法において、遺族補償年金制度については、遅くとも、均等法が 施行された1985年以降は、性別による区別を設けるべきことは許されないの ではないか。

四 むすびにかえて

本件遺族補償年金制度は、男性世帯主である職員が死亡した場合に、その妻である女性が経済的に困窮するであろうという予想の下に構築された、女性を特別に保護する制度の一つである。そこには、困窮する女性を救おうという姿勢があり、その姿勢に対して、受給要件に男女で差異があるからといって、それだけでそれを形式的に審理して、差別であると断言することは、適切な判断ということはできないだろう。特に貧困に陥りやすい属性を有する集団がいた場合、その集団を特別に保護することが、その集団に属する人々を効率的に救うことができるのだとすれば、それは必要な保護であるはずである。その集団に属しない人々の困難を同じように救うことができないからといって、それだけですべての制度が不合理なものと批判されるべきものでもあるまい。

しかし、その特定の制度が、真に「困難に陥りやすい人々を救う」ための制度として構築されているのかどうかは、深刻に問われるべき課題ではないかと考えている。本件の遺族補償年金制度の場合、制度が実際に保護していたのは、「困窮する可能性の高い女性」ではなく、「妻」という地位にある人々である。その結果、本件遺族補償年金制度は、社会保障としての形式を持ちながら、性別役割分業という社会規範を強調し、それを維持するための制度として構成され、そのように機能することになってしまったのである。このように、制度の目的、あるいは目的に対する方法が明確ではなく、矛盾を有している場合には、その制度は、批判にさらされ、場合によっては消滅していくことになる。本件の例の場合、「困難にある人、困難に陥りやすい人は保護するべきで

ある」という課題は、憲法 25条の要請するところの国家の義務であって、時代の要請によってその方法が変わることがあっても、その使命・目的が変わることはないはずである。これに対して、「性別役割分業」という社会規範は、時代によって変容し、あるいは時として消滅したり、人々によって打ち壊されていったりするものである。制度を構築した結果として、付随的に不要な社会規範を作り上げ、強化してしまうことは、場合によってはあるだろう。しかし、結果としてそういう効果があるということと、社会規範そのものを擁護することとは、異なる次元の問題である。前者の場合には、負の効果を抑えるための修正によって制度は存続できるかもしれない。しかし、後者の場合は、問題となっている社会規範に合理性が認められなくなった時点で、制度は存続し得ないのである。したがって、あるべき国家の義務を社会規範から切り離し、この二つの違いを明確に意識して、いかに人々の困難を救い、保護していくべきなのかを、注意深く検討していくことは、考えられているより重要な課題であると考える。